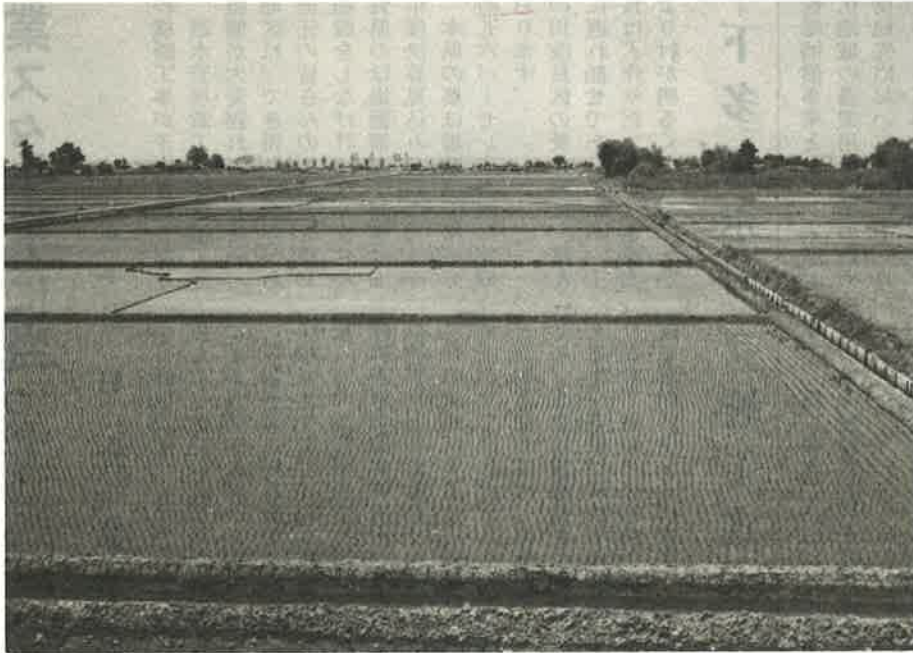




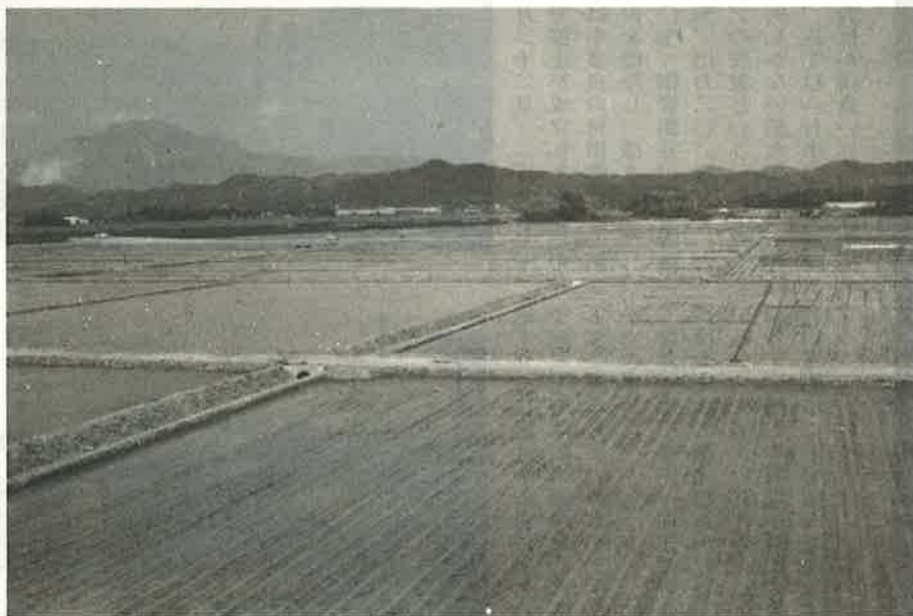
第2号

発行所

坂田郡近江町飯12-3
天の川沿岸土地改良区
☎ (07495) 2-0067(代)



天の川西部地区 宇賀野工区



天の川西部南地区 朝妻筑摩工区

県営ほ場整備着々完成

宇賀野に一五三反、朝妻に一五七反



本年度事業スタートに当って

理事長 日比繁一

かん排事業に着工して四年、ほ場整備事業に着工して二年が経過致しました。

ほ場整備事業については、県を始め近江・米原両町と一体となり関係工区の皆さんと事業推進に努め、西部地区十五・三、西部南地区十五・七のほ場が完成しました。

皆さんご承知のように、我が国の財政事情は非常に厳しく、臨調行革が叫ばれ、その波は我々農業者にとって決して疎かにはできません。このような情勢の中で、ほ場整備事業では西部地区一億三千万円、西部南地区九千万円の予算付をして頂くことができました。

かん排事業では、琵琶総補償費十一億四千万円を五十八年度から六十一年度までの四年間で消化することになっており、ほ場整備による水の需要等も勘案して六十二年度は、宇賀野・世継・朝妻築摩の各工区に送水開始する計画を致しております。そのため五十八年度に湖中の導水管、取水塔等の調査設計も終り、五十九年度は湖中工事とポンプ場建屋の設計、宇賀野から南の送水管の測量設計等、六十・六十一年度でポンプ場や天

の川の横断工事が予定されており、よく聞きます。一年でも早く一致協力して世紀の大事業を完成することが大切かと思えます。

ほ場整備と併せ重要なのは水の先行埋設をしなければなりません。滋賀県のほ場整備完了面積は五十八年度決算見込みで約二万八千坪で、本県の要ほ場整備面積五万坪の約五六パーセントが既に完成しております。

天の川改良区の受益地は、ほんとうに遅れ馳せでありますが、「土地改良は人作りだ」とか「事業実施により村が明るくなった」とか

下多良ポンプ竣工式

琵琶総補償事業として、米原町市街化地域の農業用水対策のため下多良地先において、昨年十一月から、さく井工事などを進めてきました。三月末日建家を含め、すべての工事が完了し、去る四月二十四日午前十時から、新築なつたポンプ場前で、竣工式がおこなわれ行われました。

式典には、川本水資源開発公団専門役・田中県耕地指導課専門員山川米原町長など来賓をはじめ、地主、施工業者、並びに日比理事長ら地元関係者約四十名が参加されました。

58.11.4 起工式



59. 4.24 竣工式



さく井を終え 径600mmの鋼管を122m熔接し挿入する井戸工事

漸く八月二十二日、二千八百二十九万円で協定が成立したものです。工事は中多良の角田義流さん所有の水田を借地し、深さ一二二、径六〇〇mm、鋼管製井戸に、内径一五〇mm、出力三〇kwのポンプを設置という、県下でも一・二例しかない超大型のさく井工事で、施工は八日市の村防工業株式会社が請負い、施工途中、地下九五m付近から岩にあたるなど、予想以上の固い地層のため大変な難工事を重ねたが、無事完工することができました。

なおこの工事中、地元の皆さん方には大変なご迷惑をおかけし、また、いろいろご協力いただいたことを明記し、今後この施設が適切に管理、利用されることを望んで止みません。

予算割当決まる

昭和五十九年度国庫補助事業

本年度の国庫補助事業の予算割当が、このほど県を通じて農水省から、当改良区あて次のとおり通知がありました。

◇県営かんがい排水事業

天の川地区 〇円

◇県営ほ場整備事業

天の川西部地区 一億三千万円

天の川西部南地区 九千万円

◇県営農業用河川工作物応急対策(防災)事業

天の川合同地区 一千万円

◇団体営用排水施設整備事業

天の川右岸地区 一千四百二十万円

以上の割当て額その他に、事務費が上乘せられるので、総事業費は県営については六%、団体営については一・二%が、それぞれ加算された額となります。

なお、かんがい排水事業については、水資源開発公団において、本年度工事の琵琶総影響圏補償費として、

四億二千四百万円(含事務費)の予算が内定されているので、農水省の予算計上は見送られています。

右岸幹線第1期180m改修 日光寺川サイフォン 沈砂池も完工

団体営用排水施設整備事業の昭和58年度工事は、米原町中川組の請負により、10月15日着工、近年まれに見る豪雪のため難行したが、3月21日、見事完成した。



完成した沈砂池工



見事完成した右岸幹線水路



鉄筋も組み終り型枠組立工事中の右岸幹線水路

昭和58年度事業実績報告

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業費			費用内訳			補助残負担区分	備考
		事業費	事務費	計	補助金等	借入金	賦課金		
県	天の川地区 かんがい排水事業	北幹線送水路第1工区工事 355m 南〃〃 366m 測量調査設計業務 1式 送電線移転補償 1式 水道移転補償 1式	90,000	5,400	95,400	国 11,600 県 5,300 公団74,200	4,300	プール 但し両町 が肩替返 済	工事請負人 中川組(北幹線) 川森組(南幹線)
	天の川西部地区 ほ場整備事業	宇賀野第2工区工事区画整備 8.4ha 「地盤嵩上げ 1.9ha」 測量調査設計業務 1式	50,000 「7,055」	3,000	53,000 「7,055」	国 26,500 県 14,799 「県 6,350」	11,701 「705」	当該工区	工事請負人 中川組 「」は琵琶総関連内 水排除事業 県 90% 近江町 10%
営	天の川西部南地区 ほ場整備事業	朝妻筑摩第1工区工事 区画整理 15.7ha 測量調査設計業務 1式 水道移転補償 1式	85,000	5,100	90,100	国 45,050 県 25,253	19,727	70 当該工区	工事請負人 川森組
	天の川合同地区 農業用河川工作物 応急対策事業	全体実施設計業務 1式	3,000	180	3,180	国 1,890 県 945 町 172		173 プール	業務受託者 北居設計㈱
団体営	天の川右岸地区 用排水施設整備事業	開水路工 180m 附帯工 沈砂池 1ヶ所	8,500	102	8,602	国 4,301 県 1,700	2,601	プール	工事請負人 中川組
	下多良地区 琵琶総農業用水補償事業	さく井 122m ポンプ施設 1ヶ所	16,290	1,000	17,290	公団28,290		プール	工事請負人 村防工業㈱ 維持管理積立金に 11,000充当
	土地改良施設 維持管理適正化事業	立岩井堰樋門改修 取水ゲート 排砂ゲート 2門	2,958	42	3,000	2,700		300 プール	工事請負人 丸島産業㈱
	換地事務受託業務	宇賀野工区 朝妻筑摩工区		10,080	10,080	県 8,838 町 1,242		当該工区	業務委託先 滋賀県

宇賀野工区施工状況



かん排・北幹線送水路工事 転圧作業



沼周辺の軟弱地盤で沈んだ重機

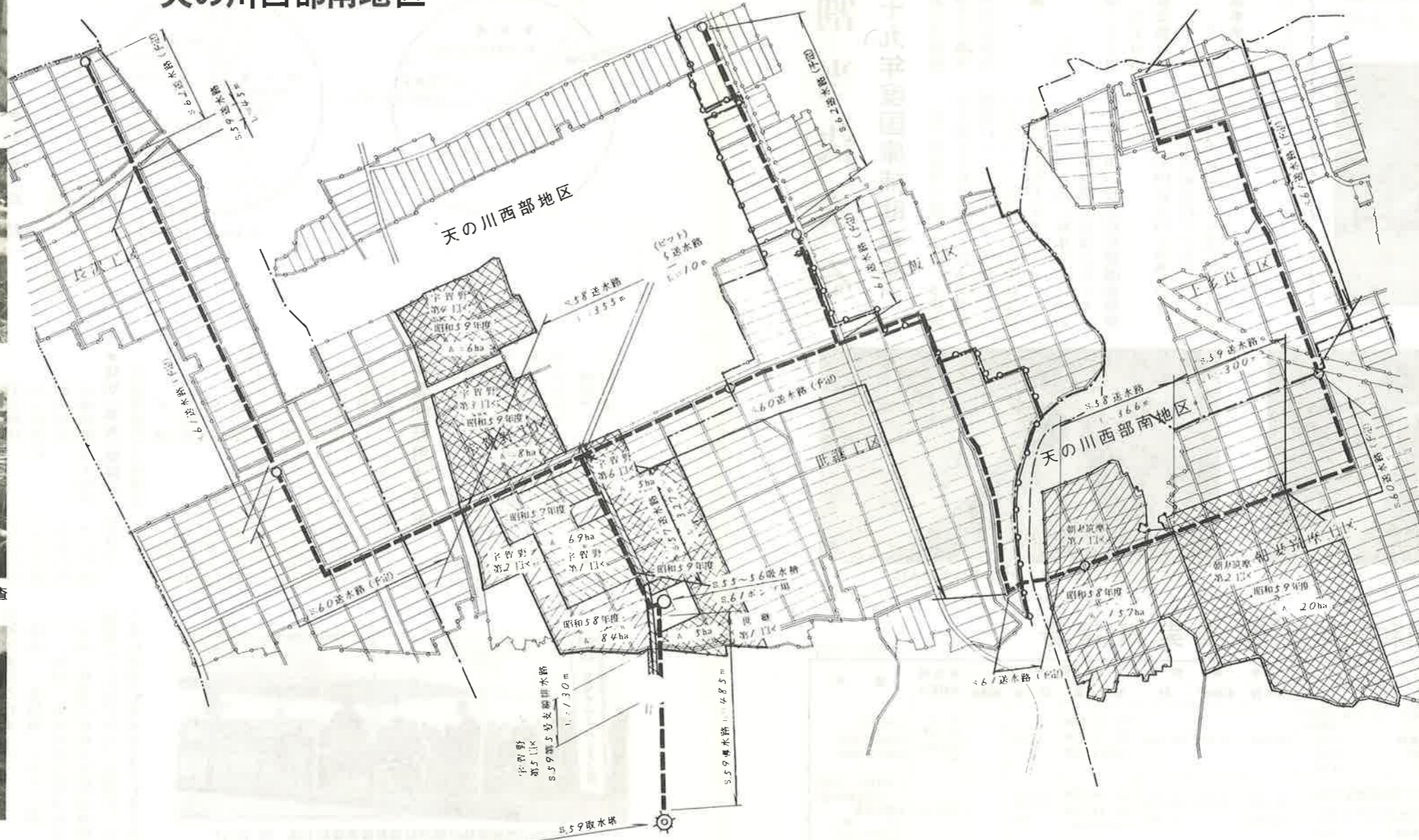


幹線道路暗渠工事横断排水路 鉄筋検査



工区西端の排水路・整地工事

県営天の川地区かんがい排水事業 県営天の川西部地区 天の川西部南地区ほ場整備事業



朝妻工区施工状況



かん排・南幹線送水路工事 転圧作業



整地工事 表土均作業



排水路工事 アーム布設点検作業



町道横断暗渠のための迂回路工事

実施状況図

昭和五十九年度事業 執行計画

本年度国庫補助事業の予算割当決定に伴い、関係各事業の執行計画について、五月十五日、県事務所において、県・町・改良区の事業関係者が協議、次のとおりまとめました。

- 一、県営かんがい排水事業
 - 【天の川地区】
 - ◎導水路工事 四八五m
 - 径一、六〇〇mm
 - 湖中部二八七m 鋼管
 - 陸上部一九八m ダクタイル
 - ◎南幹線送水路工事 三〇〇m
 - 径六〇〇mm、強化プラスチック複合管(FRPM)
 - ◎北幹線送水路工事 四五五m
 - 径四〇〇mm、ダクタイル、鑄鉄管(国8長浜バイパス横断)
 - ◎調査設計業務
 - 中央・南幹線送水路測量設計 二、〇〇〇m
 - 揚水機場建設設計 一棟 (四〇〇㎡)
 - 二、県営ほ場整備事業
 - 【天の川西部地区】
 - ◎宇賀野第三工区工事 八ha
 - ◎宇賀野第四工区工事 (夏季施工) 六ha
 - ◎宇賀野第五工区工事 地区内排水路一三〇m

- ◎宇賀野第六工区工事 五ha (寺川排水路添い)
- ◎世継第一工区工事 五ha (寺川排水路下流部)
- ◎調査設計業務
 - 宇賀野長沢工区測量設計 (びわ田土川間) 一五ha
 - 【天の川西部南地区】
 - ◎朝妻筑摩第二工区工事 二〇ha
 - ◎調査設計業務
 - 朝妻筑摩工区測量設計 (バイパス西側) 三五ha
 - 三、県営農業用河川工作応急対策(防災)事業
 - 【天の川合同地区】
 - ◎護床ブロック工事 二二〇㎡ (二ノ型 一三〇ヶ成)
 - 四、団体営用排水施設整備事業
 - 【天の川右岸地区】
 - ◎幹線用水路第一期工事 中二・五m、高〇・八m、二〇〇m(鉄筋コンクリート三面張)
 - 五、大規模土地改良事業計画調査事業
 - 【天の川東部地区】
 - ◎県営ほ場整備 二六六ha

用排水施設を大切に使いましょう
農業用水の節水に努めましょう
汚濁水を流さぬよう気をつけましょう

昭和59年度 一般会計予算

昭和五十八年度 総代会

十八議案 原案どおり可決

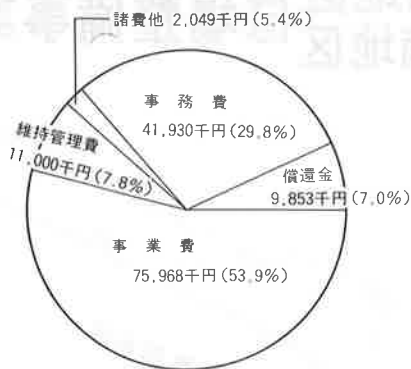
59. 3. 1

当土地改良区の第三十回通常総代会が、三月一日改良区事務所において開催され、総代数四十二名と三十名の出席を得て、昭和五十九年度予算等十八議案を慎重審議され、何れも原案どおり可決決定されました。その主なものは次のとおりです。

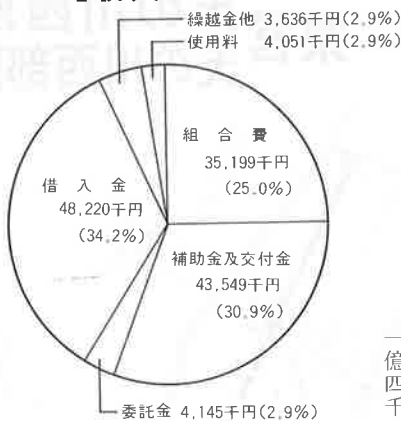
◆ 予算総額

一億四千八十万円

【支出の部】



【収入の部】



◆ 組合費

■ 経常賦課金 (反当り)

- 普通地区 三、四〇〇円
- 特別地区 一、七〇〇円
- かん排地区 八〇〇円
- 湧水地区 八五〇円
- ほ場整備着工地区 二〇〇円

■ 特別(事業)賦課金 (反当り)

ほ場整備借入償還金

- 世継 一四〇円
- 宇賀野 二、八四〇円
- 朝妻 四、五七〇円
- 筑摩 五四〇円
- (以下上区全体で地区当り)
- 長沢 一、〇〇〇円
- 上多良 六、〇〇〇円
- 中多良 七、〇〇〇円

〔徴収期日〕

四・六・八・十月の各二十五日

◆ 農地転用決済金

当土地改良区受益地内の田を宅地等に地目変更、地区除外する場合は、転用決済金の納入が必要であります。その金額については、次のとおりです。(円当り)

- 地区別 組合員 組合員外
- かん排 十六円 二十三円

◆ 役員紹介

普通	六十八円	七十円
一般	八十四円	九十三円
湧水	十七円	十七円

当土地改良区の役員定数は、理事二十四名、監事五名ですが、その中で監事一名が欠員となつていましたが、今回の総代会で次の方が補欠選任されました。

監事 北川勝三(五十二歳)

住所 坂田郡近江町多和田

なお、理事の定数が次期改選期(昭和六十年)から二名増の二十六名に定款の変更がなされました。



天の川西部南地区泉宮ほ場整備事業起工式 58.12.13

改良区の動き

4	職員人事異動発令
1	新年度予算陳情(県庁へ)
5	湖北地区換地担当者会議
11	第一回監事会
13	管内土地改良担当者会議
16	第一回理事会
19	防災事業概要公告
20	県営事業会計検査受検
26	庄司利八前代表監事葬儀
30	連合会湖北支部総会
3	梶木環境庁長官を迎え
6	土地改良推進大会
12	防災事業関係官現地視察
17	工事、琵琶総委員会
1	改良区だより第一号発刊
7	農政局予算陳情
14	農林漁業金融公庫検査
18	換地選定講習会
25	農水省へ予算陳情
26	昭和五十七年度決算監査
29	第二回理事会
30	換地技術者協議会総会
4	換地選定委員講習会
8	工事、琵琶総委員会
22	下多良地区琵琶総補償契約締結
24	土地改良区役員研修会
25	近畿ブロック換地講習会
27	防災事業設計協議
6	用排水、工事合同委員会
17	第三回理事会

土地改良事業功労者表彰

会長表彰 竹中理事
 支部長表彰 沢理事
 " 中川前監事

滋賀県土地改良事業団体連合会(会長・福谷三郎兵衛)の総会が、去る3月17日滋賀会館で開催され、その席上、土地改良事業功労者の表彰が行われ、竹中吉三氏(筑摩)が受賞されました。

また、同連合会湖北支部(支部長・大音忠行)でも、去る5月28日、県総合庁舎での第26回総会の席上、功労者の表彰が行われ、沢久好氏(河南)と中川初男氏(朝妻)が受賞されました。



竹中さん



沢さん



中川さん

元理事長 粕淵さんご逝去



粕淵貞一氏(高瀬)は、去る二月二十六日、七十八歳の天寿を全うされ、ご逝去されました。ここに謹んでお悔み申し上げます。

氏は、当改良区の設立当初より二十四年の長きに渡り改良区の理事とし、活躍、改良区の最も苦境ともいえる昭和三十四年

に第三代理事長に就任、改良区の立て直しに寝食を忘れ尽力され、その後も引き続き第九代まで十四年余り理事長として改良区の運営に尽粋されました。

その間の業績により昭和四十五年三月に滋賀県知事表彰、更に、昭和五十四年三月には、全国土地改良連合会表彰の栄に浴されました。改良区としては、まだまだ先輩としてご指導を賜りたいところですので、病魔におかされ療養のかいもなく他界れ心からご冥福をお祈りします。

役員改選される

二ほ場整備組合で

朝妻と世継のほ場整備組合で、今年度、役員改選がありましたのでお知らせします。(敬称略)

○世継ほ場整備組合

組合長	中川 流治	組合長	世森与喜雄
副組合長	北村光太郎	副組合長	北村 忠衛
"	荒尾 正平	庶務会計	世森 郁
"	中川 喜吉	工事委員長	福井小三良
総務委員長	北村 静雄	換地委員長	北村 寛治
副総務委員長	溝口喜代一	副換地委員長	世森喜代治
評価委員長	荒川 吉弘	評価委員長	北村 進
副評価委員長	北村 清八	副評価委員長	世森 茂樹
換地委員長	河瀬 駒次	なお、筑摩ほ場整備組合において一部役員移動がありました。	
副換地委員長	北村 正明	換地委員長	眞野 善八
工事委員長	河瀬 義一	副換地委員長	藤居 正明
副工事委員長	川崎芳太郎		

"本年度事業スタートにあたっての全員協議"

去る5月22日、当改良区会議室において、長浜県事務所・近江・米原両町の当土地改良区の各主脳はじめ、事業関係者会員により本年度事業の執行方針問題点等について、真剣な討議が行われました。



関係者による真剣な討論風景

22	21	17	9	5	3	1	28	17	10	2	7	30	26	21	1	20	13	7	12	5	21	11	4	11	1	26	22	18	15	5	10	4
下多良ポンプ工事検査	右岸幹線水路工事検査	県土地改良連合会総会	役員研修	朝妻筑摩換地事務費検査	第30回通常総代会	粕淵貞一元理事長葬儀	第6回理事会	第5回理事会	庶務会計工事合同委員会	正副委員長会	第6回理事会	粕淵貞一元理事長葬儀	第30回通常総代会	朝妻筑摩換地事務費検査	役員研修	県土地改良連合会総会	右岸幹線水路工事検査	下多良ポンプ工事検査	下多良ポンプ工事起工式	天の川右岸地区起工式	落札者 村防工業㈱	滋賀県同和教育推進大会	月例監査	落札者 中川組(米原)	右岸幹線水路工事入札	適正化事業立岩樋門入札	昭和三十九年度新規採用試験	丸島産業㈱	昭和三十九年度新規採用試験	丸島産業㈱	昭和三十九年度新規採用試験	

おねがい 同意書に捺印を

かん排計画変更の法手続

県営かんがい排水事業は昭和五十四年、総事業費三十一億円で採択され、現在送水路等の工事中ですが、その後物価上昇等により昭和五十八年現在、三十七億六千六百八十八万円に総事業費がアップしましたが、その内、水資源公団から十一億四千万円の補償費の繰入れが決定されたため、国・県・地の費用負担対象額が二十六億二千万円に大巾減額となりました。

以上の経過により、土地改良法に基づき受益者の事業費減額による計画変更の法手続きが必要となりました。よって年度途中において改良区役員さんを通じ、かん排事業参加者の皆さんにご同意をお願いいたしますので、ご捺印下さるようお願いいたします。

“土地の移動には届出を”

土地改良区の組合員の方でお待ち土地を売買、交換、譲与、相続並びに年金所得の関係で、名義変更など、移動をされる場合は、土地改良法第四十三条によって届出が必要となります。

若し移動されても届出がない場合は、いつまでもそのまま賦課金納入の請求することになりますので、ご注意ください。

届出用紙は当改良区にあります。
【参考】
土地改良法第四十三条（組合員の資格得喪の通知義務）
土地改良区の地区内の土地の全



部、または一部について組合員たる資格を取得し、または喪失した者がある場合には、その者はその旨を土地改良区に通知しなければなりません。

また、前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。

今年の冬は、例年になく雪で通学・通勤にも大変でしたが、雪もとけ早いもので、六月となりました。昔は、今頃から田植えが始まったと聞いております。

鋤・鍬の百姓で、水の使用も少なく、長い期間の野良仕事で苦勞された事だと思えます。今では、各地では場整備事業が始まり、大型機械で耕作から植付まで終り、一気仕事のため水の配分には、改良区としても大変苦勞があります。

ちよっと一言

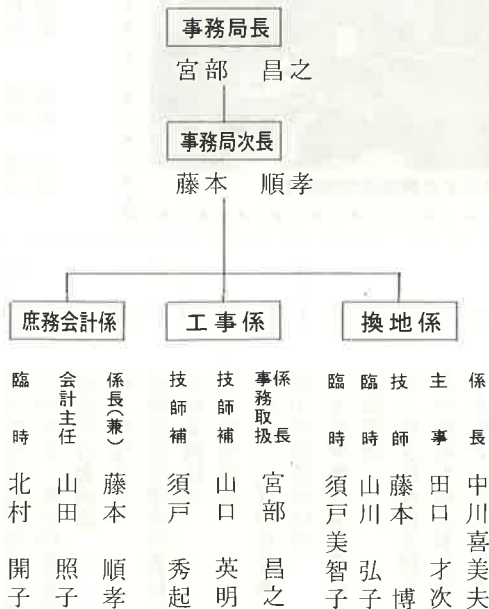
次長 藤本 順 孝

五月中旬のことで、私が用水の状態を見に廻った時、おじいさんが隣の家の田んぼに水が入っていないので、一生懸命水が入るようにしておられ、私は感銘を受けました。このおじいさんのように、水の無い時には、隣の田んぼでも入れてやり、また水の多い時には調節をしてやる、隣人愛というか、自然愛というか、連帯愛というか、そういう思いやりの心が大切だと思います。

みんな一人ひとりが、このような心掛けで生活すれば、ふれ合いの町づくりもでき、明るい差別のない社会が実現できると思われま

……心のふれあいから明るい明日を……

昭和59年度 事務局機構



四月一日付人事異動により、工事係の喜田与四秋技師（在職七年）が近江町建設課勤務に、また新たに須戸秀起が技師補として採用されました。事務局の機構も次のとおり変わりましたので、どうぞよろしく。

換地とその取り組み

換地は、ほ場整備事業の中で最も重要なことです。ほ場整備をするに工事前と比べて、区画形状、面積等が異なりますから、所有権・耕作権等々の権利、その他法律上の関係を工事後の土地に定める必要があります。この計画をすることを換地計画と言います。この計画を実現すること、換地処分と言います。

この目的を達成するため、各々の換地工区に於いて選出された役員さんは、換地計画の素材となる計画原案の作成に取り組み、公平な配分を行うため、長年の土地感を活かし、地権者の皆さんに納得していただけるような原案を作成されます。

地権者の皆さんには、その後換地原案に基づき、一時利用地の指定通知が送付されます。その節には正しい認識とご判断により、ご理解をいただけることと思えます。

尚、現在既に着手されている工区においては、役員さんと地権者各位の相互理解と協力を、只々念ずる次第であります。